

(資料3)

# 関係法律の条文・閣議決定等

## ○地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年四月三十日法律第二十五号) (抄)

(趣旨)

**第一条** この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。）の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

## ○所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年三月三十一日法律第十三号）（抄）

附 則

（税制の抜本的な改革に係る措置）

第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千十年代（平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

# ○社会保障・税一体改革大綱（平成二十四年二月十七日閣議決定）（抄）

## 第2部 税制抜本改革

### 第3章 各分野の基本的な方向性

#### 5. 地方税制

地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直す。

税制を通じて住民自治を確立するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する。

### 第4章 税制抜本改革における各税目の改正内容等

#### 4. 地方税制

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直す。

一体改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講じる。その際には、これまでの偏在是正の方策に関する提言等も参考にしながら、国・地方の税制全体を通じた幅広い検討を行う。

# ○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年八月二十二日法律第六十八号）（抄）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

五 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について  
 (平成二十四年三月三十日閣議決定) (抄)

別紙の各事項については、与党と連携しつつ速やかに検討し、別紙の方向により対応していく。

(別紙)

事項	今後の対応の方向
課税の適正化	○ 課税の適正化を進める観点から、番号制度の着実な導入など取引等に係る納税環境の整備を進めるとともに、現行の外形標準課税も含め、課税のあり方について検討する。
地方法人特別税	○ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、地方消費税率の引上げ時期を目途に、抜本的に見直すとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講ずることとしており、今後、地方団体の意見等も踏まえつつ、国・地方の税制全体を通じて幅広く検討を進める。

○衆議院・社会保障と税の一体改革に関する特別委員会（平成二十四年六月五日）  
坂本哲志君（自民）の質疑に対する総務大臣答弁 ー抜粋ー

その中で具体にお触れ頂きました地方法人課税に関連する議論でありますけれども、これも地方法人特別税・譲与税は、法律としては税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として平成20年度税制改正で創設をされました。いまこのまま、ポッとやめると偏在が一気に拡大してしまうという、一定の役割を果たしておりますのでこれを見直す際には、地方法人課税の在り方を見直すことで、いわゆる地域間の偏在の是正をするということにならなければいけないということでもありますので、この法案に基づく地方消費税率の引上げ時期を目途として実施するということにしておりますので、審議会のご意見も頂いておりますが、地方団体からの意見も踏まえながら国・地方の税制全体を通じた幅広い議論を行うべく専門的に検討する場を設けるよう今準備をしております。3月30日の閣議決定において地方消費税率の引上げ時期を目途ということにしておりますので、引上げは平成26年4月、平成27年10月に予定されているところであり、最初の引上げ時期、すなわち平成26年4月の実施前にはその内容が明らかになるよう検討を進めてまいりたいと思っておりますし、具体的な施行時期については抜本的な見直しの内容に併せて検討してまいりたいと思っております。以上です。